

事業主各位

全国測量業厚生年金基金

**平成 28 年熊本地震に係る被災事業所に対する「掛金の納期限延長」等について**

このたびの平成 28 年熊本地震に被災された皆様方には謹んで心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、「熊本県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」（厚生労働省告示第 213 号。）の告示により、厚生年金保険の保険料等の納期限延長措置が講じられることとなりました。

日本年金機構において納期限の延長措置が適用された場合は、当基金も同様の措置を講じますので、その際には当基金宛ご連絡ください。

記

**(1) 納期限の延長の対象となる地域について**

掛金等の納期限の延長のなる地域については、熊本県とすること。

**(2) 延長後の納期限について**

延長後の納期限は、災害のやんだ日から 2 月以内の日が定めされることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

**(3) 納期限の延長の対象となる掛金等について**

納期限の延長の対象となる掛金等は、平成 28 年 4 月 14 日から延長後の納期限の前日までの間に納期限が到来する掛金等を対象とすること。

以上

※詳細につきましては、[日本年金機構のホームページ](#)をご参照ください。